

第34回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録

- 1 会議名 第34回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会
- 2 開催日時 令和4年11月1日（火）午前10時から午前11時40分
- 3 開催場所 一関市役所特別会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 石川隆明委員長、齋藤清壽副委員長、佐藤和浩委員、小野寺愛人委員、千葉光祉委員、千葉敏紀委員、岩渕嘉之委員、佐藤正幸委員、菅原彰委員、蜂谷敏志委員
 - (2) 事務局 吉田健総務管理課長、菊池弘施設整備係長、石川勝志総務管理課主任主事
一般財団法人日本環境衛生センター7名（以下、日環センター）
- 5 議 事
 - (1) リサイクル施設の基本的な考え方について
 - (2) ごみ処理に関する基本的な考え方について
 - (3) リサイクル施設整備基本計画について
- 6 公開、非公開の別 非公開
- 7 協議内容
 - (1) リサイクル施設の基本的な考え方について
事務局 資源ごみの民間業者処理の検討について、前回の会議でいただいた意見を踏まえ修正したので、確認をお願いしたい。
(資料No.1-1により説明)
委員長 ここでのポイントは、民間業者の活用の検討を継続してやっていくことを位置付けるということか。
事務局 そうである。
委員 いろいろな技術がどんどん進み、いろいろな処理困難物が出てくると思うが、民間業者の方が対応が早いと思われるので、民間で持っているもので活用できるものは活用したほうが良いと思う。
 - (2) ごみ処理に関する基本的な考え方について
事務局 コンテナ回収について、前回の会議でいただいた意見を踏まえ修正したので、確認をお願いしたい。
(資料No.2により説明)
委員長 収集車両はパッカー車と平ボデー車があるが、実際はパッカー車でないと困難な理由があり、資源物もパッカー車を使って収集しているのか。平ボデー車で

良いがパッカー車があるため使用しているのか。

委員 平ボデー車では長さ的に入っていけないところや容量的に難しいところがあり、パッカー車を使用しているところがある。パッカー車であっても、ペットボトルなどの資源物は潰さないように収集している。

委員 一関地域はどうしてもごみ集積所が増加傾向にある。なるべく近いところに集積所の設置希望があるため、狭いところでも入っていけるだろうという前提で自治会などから要望があり、可能な限り指定している状況である。増える一方であるため、本当に狭いところまでやるのが良いのか、ある程度拠点での回収ということも含めて、今後検討が必要と感じる。

(3) リサイクル施設整備基本計画について

事務局 (仮称) 危険・有害ごみの分別区分の新設について、前回いただいた意見を反映し、修正したので確認をお願いしたい。

(資料No.3-1により説明)

マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の、第3章、基本的事項の整理のうちの分別区分について、これまでの議論を反映し、新施設稼働時における分別区分を整理したので、確認をお願いしたい。具体的な内容、排出方法等については検討中のところもあるが、本日は分別区分の確認をお願いする。

(資料No.4-1により説明)

同じくマテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の第8章、建築計画の検討について、内容の確認をお願いしたい。基本的にはエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と同一敷地内に整備することから、同施設に合わせた内容としている。

(資料No.4-2により説明)

同じくマテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の第9章、啓発施設の検討の途中報告になるが、今回は目的、主な啓発施設の機能までをまとめたことから、確認をお願いしたい。新施設に設ける啓発機能については、今後検討していく予定である。

(資料No.4-3により説明)

委員長 資料No.3-1の(仮称)危険・有害ごみの分別区分の新設については、今は名称に仮称をつけているが、有害という表現は、良い面もあるが刺激が強いという面もあるように感じる。

事務局 今後の検討事項である。有害という表現もそうであるが、危険という表現についても、刃物等も含まれると誤解を招きかねないと考える。名称と中身の乖離がないようなものにする必要があると考えている。

委員長 資料No.4-1について、分別区分の変更は、ある日から一斉に切り替えることになるのか。

事務局 まだ詳しくは検討していないが、試行期間を設けるといったことも考えられる。相当程度前からの事前周知も当然必要となる。

委員長 切り替え時の対応はよく検討が必要と思う。収集などにも影響が大きい。

委員長 受け入れしていない家庭系一般廃棄物で、普段、住民から要望されるものはないか。

委員 現在は処理困難物としているスプリング入りのマットについては、よく問い合わせがあるが、処理できる業者をご案内している状況である。

事務局 現施設の設備で処理できないものは、民間業者をご案内している。新施設で設備を導入すれば処理は可能となるが、導入に係る費用が発生する。処理困難物の取り扱いについては、処理できる業者をご案内したほうがよいのか、組合で受入れして処理までする、或いは業者に処理を委託したほうがよいのか検討が必要である。これまで受入れしていないものを新たに受入れする場合には、その分の処理費用が新たに組合負担となるが、全てのごみを受け入れるのが基本的なスタンスであると思う。

委員 分別区分は、新施設が稼働するタイミングで変更するという方向になるのか。

事務局 資料4-1については、マテリアルリサイクル推進施設の整備基本計画であり、新施設稼働時点での分別区分である。先ほどの資料No.2、資料No.3の部分については、新施設稼働前から導入ができるものは導入を検討していくという考えである。

委員 付加的に導入する処理方式について以前に検討を行い、堆肥化設備の設置について検討することとしたが、リサイクル施設に関わる分野ではないのかもしれないが、どのような整理を考えているのか教えてほしい。

事務局 堆肥化設備の設置については、普及啓発という位置付けで設置するものと理解している。リサイクル施設で直接受入れるごみではないが、リサイクルに寄与するものという位置付けだと思っている。リサイクル施設基本計画の後段に啓発施設という章があるので、堆肥化施設の設置について、そこで記載してはどうかと考えている。

委員長 続いて、資料No.4-2に移るが、今のリサイクル施設は管理棟と合棟となっているのか。

事務局 一関清掃センターも大東清掃センターも別棟である。別棟の方が管理上はよいと思われる。ただし、建設費は合棟とした方が安価と思われる。

委員 工場棟と管理棟を一緒にしたら、音がうるさいのではないか。

事務局 そういった面のデメリットがある。

委員 プラットフォームでごみを降ろす作業の音はかなり響く。

委員長 基本計画において決めなければならないのか。

事務局 エネルギー回収型施設の方も計画上は別棟としているが、要求水準書でご提案
いただくとすることも可能である。初めから別棟として要求水準書を作成するこ
とも可能である。

委員 エネルギー回収型施設もリサイクル施設も、それぞれに管理棟を設けるのか。

事務局 二つの施設で一つの管理棟を整備していきたい。

日環センター 管理棟を別棟にして、焼却施設とリサイクル施設も別棟にする、或いは
すべてを合棟にする場合もある。建設費としては合棟にした方が安いですが、管理棟
を別棟とする理由としては、建築物の耐用年数が違っており、仮に処理施設が建
て替えとなっても管理棟はそのまま使えるため、その際の管理棟の建設費が不要
になる。近年はリサイクル施設のリチウム蓄電池等を起因とした火災事故なども
あるため、管理棟への延焼リスクを考えると離れたほうがよい。また、工場棟に
は収集車や資材運搬車、管理棟には見学者などの一般の方が主に来場されること
になるので、別棟にすれば、車両の動線を区分できる。そのため、見学者が誤っ
て工場棟エリアに入ることは避けられる。そういった理由で、建物を離れた方が
管理はしやすい。

委員長 工場棟と管理棟は分けるが、焼却施設とリサイクル施設の管理棟は一緒にする
のが良いという説明である。特に異議がないようであれば、その方向でまとめて
ほしい。

事務局 資料4-3についてであるが、先ほど意見をいただいた堆肥化設備の設置につ
いて、記載を加えることとしたい。

事務局 啓発機能のうち、再生機能としては、現在一関清掃センターで行っているリサ
イクル工房などを継続していくか、また、啓発機能として展示スペースにはどの
程度とするか、何を展示するのかといったあたりを決めていく必要がある。

委員長 各委員には、今後情報収集してほしいことがあればお話をいただきたい。再生
機能については今のトレンドがあると思う。

事務局 随時ご意見をいただきたい。

8 担当課 総務管理課